

無料口腔がん検診のお知らせ

小田原歯科医師会主催の「無料口腔がん検診」が実施されます。

この機会に検診を受けましょう！

◇日時

- ① 9月28日(木)
 - ② 10月5日(木)
- 午後1時～5時まで
(両日とも)

◇会場

小田原市休日急患歯科診療所

(小田原市酒匂2-32-16)

小田原市保健センター(内)

◇定員

各回30名

※応募多数の場合は抽選となります。

◇申込方法

ハガキに「郵便番号・住所・氏名・年齢・性別・電話番号・検診希望日」を記載し、申込先住所まで送付してください。

※8月24日(木)必着です。

□申し込み・問い合わせ

一般社団法人小田原歯科医師会事務局
☎ 49・1311
〒25010875
小田原市南鴨宮2-19



児童扶養手当・特別児童扶養手当の現況届を提出しましょう！

児童扶養手当とは

離婚・死亡などの理由により、母子または父子家庭となった世帯などに対して、生活の安定と自立を促すために支給されるものです。18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(中程度以上の障がいのある状態にある場合は20歳未満)を育てている父母、あるいは父母に代わり養育している人が受け取れます。

特別児童扶養手当とは

知的障がいまたは身体障がいの状態にある20歳未満の児童を養育している人に支給されます。

※両手当ても、所得制限があり、受給者、配偶者および扶養義務者の前年の所得により、支給が制限されます。受給者と同居所に居住している場合、「扶養義務者」として取り扱います。

すでに手当を受給している人は現況届(所得状況届)の提出を！

毎年8月に養育状況や前年の所得などを記載し、引き続き受給する要件があるかを確認します。児童扶養手当受給者は現況届、特別児童扶養手当受給者は所得状況届を提出してください。この届け出がないと受給資格がなくなる場合がありますので、注意してください。

※児童扶養手当受給開始より5年以上経過した人は、別に書類が必要です。

その他の届け出について

住所、氏名、世帯構成、金融機関などに変更があったときは必ずご連絡ください。

□問い合わせ

福祉課
☎ 内線233

障がい者出張福祉相談会のお知らせ

障がいのある方やご家族を対象に、日常生活のことや障害福祉サービスの利用などについての相談を、小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町が共同で委託している相談支援事業者の相談員がお受けしますので、お気軽にご相談ください。

◇相談時間

午前10時～正午

□問い合わせ

福祉課
☎ 内線237
・湯河原町社会福祉課
☎ 63・2111
(内線312)

・おだわら障がい者総合相談支援センター(各相談事業者のお問い合わせはこちらへ)
☎ 35・5258

◆湯河原会場

たんぼぼ作業所 相談室2

開催日	担当相談事業者
8月21日(月)	相談支援センターういず
9月25日(月)	太陽の門

◆真鶴会場

町民センター1階 機能回復訓練室

開催日	担当相談事業者
8月15日(火)	ほうあんホッと相談カフェ
9月19日(火)	相談支援センターういず